

経済調査レポート

No. 2004-04

2005・06年の税・社会保障負担の動向( )

-住民税の徴収のタイミングを考慮した試算-

篠原 哲

(03-3512-1838)

shino@nli-research.co.jp

2005年2月

ニッセイ基礎研究所

経済調査部門

## 要旨

昨年末の「平成 17 年度税制改正」では、定率減税の縮小・廃止がその焦点となった。しかし、定率減税以外にも、過去の税制改正等において決定されている負担増要因もあり、それらを含めた足元への影響は決して小さいものではない。今後も増税・社会保険料上げの傾向が続くことが想定される。社会保険料については、厚生年金・国民年金保険料の引上げが 2017 年まで続くうえ、医療・介護保険についても、保険料が今後引き上げられる可能性が高い。税についても、年末にかけて 2007 年で定率減税の残りを廃止するか否かが検討されることに加えて、2007 年度を目処に消費税率が上げられることも検討されている。このため、今後の景気や消費の動向を検証するうえで、家計の可処分所得を抑制する要因となりうる増税や保険料引上げなどの制度改正の影響を、総合的に把握する必要がある。

このような問題意識の下で、2004 年 12 月に発行したレポート「2005・06 年の税・社会保障負担の動向( )」では、社会保険料控除を通じた税と保険料の相互作用の問題に焦点を当てて、一般的な勤労者世帯における 2005 年・2006 暦年の税・社会保障負担の影響額を試算し、予定される制度改正が家計部門に与える影響を検証した。

本稿では、前回のレポートをさらに進めて、家計の負担額について変化のタイミングを踏まえたうえで、より厳密に試算する。具体的には、住民税についても 1 月～12 月までの税額を試算することで、より現実に即した 2005、06 暦年における税・社会保障の負担額を把握することを目的とする。実際の制度では、住民税は前年(暦年)の所得にかかり、それが当年の 6 月から翌年の 5 月にかけて月給から徴収される。そのため、制度改正による影響の把握という観点からは、住民税額を徴収年度分(当年 6 月～翌年 5 月分)ではなく、本稿のように暦年分(当年 1 月～12 月分)に調整したうえでの試算も必要であると考えられる。

財政赤字が拡大し、少子高齢化が進む中では、行く行くは増税や社会保険料の引き上げは避けられない。しかし、言うまでもなく、このような負担増は景気やデフレを悪化させることになる。このため、制度改正の実施には、景気や消費動向への配慮が必要となる。過去においても、97 年度には消費税率引き上げ前の駆け込み需要の反動も加わって、民間最終消費支出が実質で 1.0%の減少となり、実質経済成長率は前年の 3.6%から 0.5%へと大きく減速した。このときは、消費税の引上げのみならず、厚生年金保険料引上げなどの社会保障制度の負担増が重なったことが、消費の落ち込みを予想以上に大きくさせた原因であったと考えられる。

景気や消費への配慮という観点からは、今後の制度改正の検討に際しては、事前に税や社会保障制度改正による影響額を総合的に把握するとともに、それぞれの改正による影響が表面化するタイミングについて考慮することも重要になってくると言える。

## はじめに

昨年末の「平成 17 年度税制改正」では、定率減税の縮小・廃止がその焦点となった。しかし、定率減税以外にも、過去の税制改正等において、すでに決定されている負担増要因もあり、それらの足元への影響は決して小さいものではない。折りしも 1 月 31 日に公表された 2004 年 12 月の家計調査では、勤労者世帯の 12 月の実質消費支出は前年比 3.8%と大きく減速し、同じく可処分所得も前年比で 3.7%もの減少となった。冬の賞与の増加が期待されていた中、可処分所得が減少した要因には、配偶者特別控除の上乗せ部分の廃止により勤労所得税が前年比 21.4%の大幅増となったことが影響している。今後も、本年の 1 月からは高齢者向けの年金課税が強化されることや、4 月には雇用保険料の引上げも実施されるなど、制度改正による影響は断続的に表面化してくることになる。このため、今後の景気や消費の動向を検証するうえで、家計の可処分所得を抑制する要因となりうる増税や保険料引上げなどの制度改正の影響を、総合的に把握する必要がある。

このような問題意識の下で、2004 年 12 月に発行したレポート「2005・06 年の税・社会保障負担の動向（ ）」では、社会保険料控除を通じた税と保険料の相互作用の問題<sup>1</sup>に焦点を当てて、一般的な勤労者世帯における 2005 年・2006 年の税・社会保障負担の影響額を試算し、予定される制度改正が家計部門に与える影響を検証した。その際には、制度改正による年間の影響を総合的に把握するという目的から、勤労者世帯を対象とした試算においては、所得税と社会保険料は各暦年分（各年 1～12 月分）、住民税額の対象は各年度分（当該年の 6 月～翌年の 5 月に徴収される分）とした。

本稿では、前回のレポート（篠原（2004b））をさらに進めて、家計の負担額について変化のタイミングを踏まえたうえで、より厳密に試算する。具体的には、住民税についても 1 月～12 月までの税額を試算することで、より現実に即した 2005、06 暦年における税・社会保障の負担額を把握することを目的とする。実際の制度では、住民税は前年（暦年）の所得にかかり、それが当年の 6 月から翌年の 5 月にかけて月給から徴収される。そのため、制度改正による影響の把握という観点からは、住民税額を年度分（当年 6 月～翌年 5 月分）ではなく、本稿のように暦年分（当年 1 月～12 月分）に調整したうえでの試算も必要である<sup>2</sup>と考える。

---

<sup>1</sup>税と保険料の相互作用の問題とは、年間の社会保険料の変動が、毎年の所得税・住民税負担額にも影響を及ぼすことを指す。所得税・住民税の徴収に際しては社会保険料控除が適用され、所得から負担した社会保険料額が控除されるが、その控除額は暦年ベースで負担した社会保険料となる。樫・篠原（2004）で指摘したように、今後は制度改正により社会保険料の保険料率が引き上げられる結果、毎年の所得税・住民税には意図しない減税の効果が働いてしまうことになる。そのため、家計の税負担を考える際には、社会保険料控除の影響を織り込む必要がある。

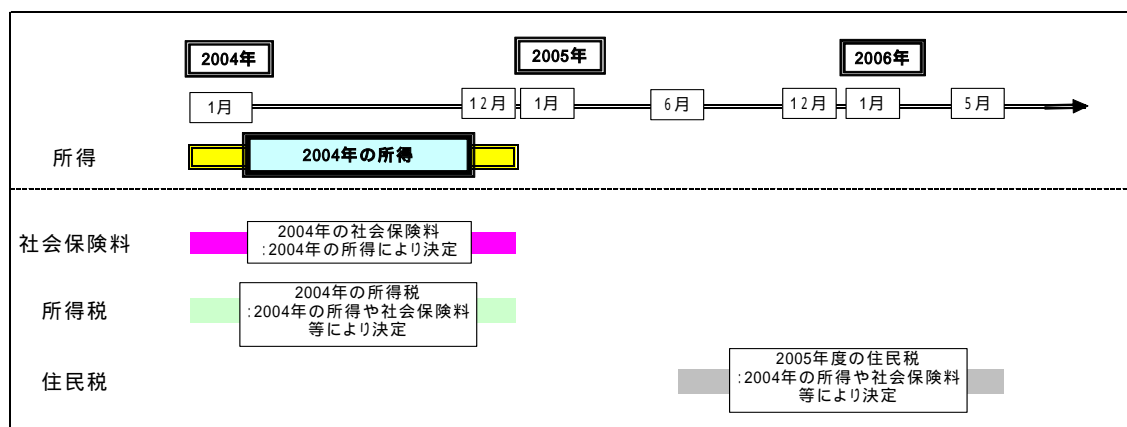
<sup>2</sup> 2005.06 年に予定されている制度改正の概要や、マクロベース（年度ベース）の影響等については、前回のレポート（篠原（2004b））をご参照いただきたい。

## 1. 制度改正の影響が表面化するタイミング

勤労者世帯における社会保険料の徴収は、毎月の給与および賞与から該当する保険料が控除される方式である。また、所得税の納付については、大部分の給与と所得者は源泉徴収という形で毎月の給与・賞与から税が天引きされ、12月の年末調整時の還付または追徴により最終的に調整される方式であり、これらは基本的に当年の所得により、徴収額が決定される。一方、住民税については、前年の所得に対応する税額がほぼ12分され、当年の6月から翌年の5月までの毎月の給与から控除される仕組みである。このため、勤労者世帯で、住民税に制度改正の影響が表面化するタイミングは、所得税に比べて通常1年半ほど遅れることになる<sup>3</sup>。

例として、すでに決定されている配偶者特別控除の上乗せ部分の廃止による影響が、所得税と住民税ではどのようなタイミングで表面化するかを見てみよう。2002年末の税制改正で、所得税と住民税の配偶者特別控除の上乗せ部分が廃止されることが決定され、所得税については2004年より上乗せ部分が廃止された<sup>4</sup>。しかし、住民税は前年の所得に掛かるため、住民税では同控除の廃止は2005年度分からになり、その影響は2005年の6月以降の毎月の給与から控除される形で表面化する。このように、同じ時期に決定された配偶者特別控除の上乗せ部分の廃止も、所得税と住民税では、負担増が表面化するタイミングは大きく異なる（図表1参照）。

図表1 勤労者世帯における所得税・住民税、および社会保険料の徴収のタイミング



ここで問題となるのは、このような制度改正の影響が表面化するタイミングを、家計がどこまで認識しているかという点であろう。冒頭で述べたように、今後は多くの税・社会保障制度改正が実施されるが、その影響が世帯の負担増として表面化する時期は、制度に

<sup>3</sup> 定率減税の半減については、その影響が表面化するの、所得税は2006年1月から、住民税は2006年6月からである。

<sup>4</sup> 所得税における、配偶者特別控除の上乗せ部分の廃止についての影響が表面化するの、実際には2004年の年末調整の時である。それによる勤労者世帯への影響は篠原（2004a）で検証している。

より異なるため、事前にそれらの全てを把握することは容易ではない。このため給与からの徴収額が増えた段階で、初めて制度改正による負担増を認知する世帯も多いものと思われる。この様な世帯にとっては、これらの負担増が予期せぬ所得へのショックとなり、消費へのマイナスの影響が大きくなってしまいう可能性もあるだろう。このためにも、今後、頻繁に実施されることになる制度改正による影響を、事前に、より正確に把握しておく必要性は高いと考えられる。

本稿で目的としている、暦年(1~12月分)ベースの税・社会保険料の総合的把握にむけては、6月を境に当年度分として税額が変わる住民税の影響を調整する必要がある。そのため、当暦年の住民税額の試算に際しては、1月~5月までは前年度分の税額を、6月~12月までは当年度分の税額を使用する。次章では、このような住民税の徴収のタイミングを考慮したうえで、勤労者世帯における正確な暦年ベース(所得税・住民税・社会保険料の各年1~12月分の負担額)の試算を試みる。

## 2. 専業主婦世帯における暦年ベースの試算

### (1) 試算の前提条件

本稿では住民税の負担額も当年の1~12月分にし、専業主婦世帯における2005年、2006年の負担増の推移を試算する。試算の対象とする世帯は図表2に示すような専業主婦世帯を想定し、対象とする制度改正は図表3に示す。なお、これらは前回のレポート(篠原(2004b))と同様の条件である。

図表2 前提条件(1) 試算の対象とする世帯条件

試算の前提とした条件(2004年時点)	
年齢	43歳
住所	東京23区
収入	年間の収入は給与収入のみ、ボーナスは1.5ヶ月分を7月と12月に支給 なお収入については今後数年変動しない。また住宅ローンはなく今後の購入もない。
家族構成	妻(無給)、子供2人(17歳と10歳)
社会保険料	所得税・個人住民税
政府管掌保険 介護保険第2号 厚生年金 雇用保険	諸控除等 配偶者控除 配偶者特別控除(2004年度分の住民税のみ) 基礎控除 社会保険料控除 扶養控除 特定扶養控除
以上が毎月の給与・賞与から控除される。 ただし、雇用保険以外の保険料は 翌月徴収とする。	定率減税 所得税は2006年1月以降で半減(最高12.5万円) 住民税は2006年6月以降で半減(最高2万円)
	均等割 4000円

図表3 前提条件(2) 試算に織り込んだ制度改正

実施時期	所得税・住民税の改定	社会保障制度の改定
2005 4月	(+) 住民税 (配偶者特別控除の上乗せ部分の廃止)	(+) 雇用保険 (保険料の引き上げ)
6月		
10月		(+) 厚生年金 (保険料の引き上げ)
2006 1月	(+) 所得税 (定率減税の縮小：10%、最高12.5万円)	(+) 厚生年金 (保険料の引き上げ)
6月	(+) 住民税 (定率減税の縮小：7.5%、最高2万円)	
10月		

注：(+)は負担増を示す。厚生年金保険料は翌月徴収とする。

(2) 年間の税・社会保障負担額とその変化額の試算結果

試算の結果は図表4以降に示している。まず、図表4では本稿で対象とした専業主婦世帯の2004、05、06暦年における税・社会保障負担額を示した。ここでの2004暦年の住民税額は、1月～5月までの2003年度分の毎月の住民税額と、6月～12月における2004年度分の合計額である。なお図表4では、参考までに年度分の住民税額もあわせて表示してある。このとき2004年度分の住民税額は、2004年の6月～2005年5月までに徴収される住民税額の合計を指す<sup>5</sup>。

図表4 専業主婦世帯における各年(暦年ベース)の負担額

2004年の負担額					(万円)
年収	所得税	住民税 (暦年分)	社会保障	負担計	参考
					住民税 (2004年度分)
300	0.0	0.4	36.5	36.9	0.4
400	3.3	2.2	47.8	53.3	2.1
500	8.6	5.0	61.8	75.3	4.9
600	14.0	7.8	74.4	96.1	7.7
700	19.8	13.0	85.6	118.4	12.7
800	26.1	19.6	97.3	143.0	19.3
900	38.4	26.9	108.1	173.4	26.5
1000	51.1	34.9	118.7	204.6	34.4
1100	65.2	43.8	125.5	234.5	43.2
1200	79.6	52.9	130.7	263.1	52.2
1300	93.5	67.5	138.8	299.8	66.6
1400	109.7	79.2	144.5	333.5	78.2
1500	130.3	91.0	150.3	371.6	89.8

所得税と社会保障負担は1月～12月分  
住民税は2003年度分の5カ月分と、2004年度分の7カ月分の合計額

### 2005年の負担額

年収	2005年の負担額			負担計	参考	
	所得税	住民税 (暦年分)	社会保障		住民税 (2005年度分)	(2005年度分)
300	0.0	0.7	37.3	38.0	0.9	0.9
400	3.2	2.9	48.9	55.1	3.6	3.6
500	8.5	5.7	63.2	77.4	6.4	6.4
600	13.8	8.8	76.1	98.7	9.5	9.5
700	19.7	14.5	87.6	121.7	15.8	15.8
800	25.9	21.1	99.5	146.5	22.4	22.4
900	38.0	28.7	110.6	177.2	30.2	30.2
1000	50.7	36.6	121.4	208.6	38.1	38.1
1100	64.7	45.4	128.3	238.5	46.9	46.9
1200	79.1	54.4	133.6	267.1	55.9	55.9
1300	93.0	66.9	141.9	301.7	67.1	67.1
1400	109.0	78.5	147.8	335.3	78.7	78.7
1500	129.3	90.1	153.6	373.0	90.3	90.3

所得税と社会保障負担は1月～12月分  
住民税は2004年度分の5カ月分と、2005年度分の7カ月分の合計額

### 2006年の負担額

年収	2006年の負担額			負担計	参考	
	所得税	住民税 (暦年分)	社会保障		住民税 (2006年度分)	(2006年度分)
300	0.0	0.9	37.9	38.8	0.9	0.9
400	3.5	3.7	49.7	56.9	3.8	3.8
500	9.4	6.6	64.2	80.3	6.8	6.8
600	15.5	9.9	77.3	102.6	10.2	10.2
700	22.0	16.4	89.0	127.4	16.9	16.9
800	29.0	23.4	101.1	153.5	24.1	24.1
900	42.4	31.2	112.3	186.0	31.9	31.9
1000	56.7	39.1	123.2	219.0	39.9	39.9
1100	72.5	48.0	130.3	250.7	48.7	48.7
1200	88.6	56.9	135.6	281.2	57.6	57.6
1300	104.2	68.0	143.9	316.2	68.7	68.7
1400	121.1	79.6	149.9	350.6	80.3	80.3
1500	141.2	91.2	155.8	388.2	91.9	91.9

所得税と社会保障負担は1月～12月分  
住民税は2005年度分の5カ月分と、2006年度分の7カ月分の合計額

### (3) 2004～2005年にかけての負担増

図表5では、専業主婦世帯における2005暦年の税・社会保障負担額の対前年増加額を夫の年収別に示している。期間を通じて年収等の諸条件についての変更はないものとしているため、対前年の増減額は各制度改正に起因する負担増減である。2004年から2005年にかけては、対象とする専業主婦世帯では全ての所得階層で税・社会保障を合計した負担額は増加する。しかし、所得税・住民税・社会保障の増減を個別に見てみると、決して全てが一様に増加するわけではない。

社会保険料については、4月には雇用保険料、9月には厚生年金保険料の引上げが実施されるため、負担額は全ての年収階層で増加することになる。年収700万円の世帯で見ると前年比で約2.0万円の増加である。

しかし社会保険料が増加することは、同年の所得税における社会保険料控除額も増加

<sup>5</sup>前回のレポート(篠原(2004b))では、住民税額は年度分を用いて、年間ベースの税・社会保障負担額を計算した。

することにもなる。このため同年の所得税額は減少し、対象とした世帯では2005年は所得税の制度変更は実施されないものの、全ての年収階層で所得税負担は2004年よりも減少する。

年収階層により、生じる影響が異なるのが住民税である。図表5を見ると、年収が1200万円以下では2004年に比べて税額が増加するものの、1300万円以上になると逆に税額は減少している。これは、前章で例にあげた配偶者特別控除の上乗せ部分の廃止によるものである。およそ年収1231万円以下の世帯では、2005年6月より配偶者特別控除の上乗せ部分の廃止による影響が生じるため負担が増加するが、年収がそれよりも多い世帯では控除の廃止による影響を受けないためである。

しかし暦年ベースの住民税額は、先に述べたように、前年度分と当年度分の2年間の住民税の影響を受ける。配偶者特別控除の廃止による影響が出るのは2005年度分の住民税であって、1月～5月まで徴収される前年度（2004年度）分の住民税額にはその影響は生じない。そこで、暦年ベースの住民税額の変動要因を検証するために、図表6では2005年における住民税の対前年額を、2004年度分の税額がかかる1～5月までと、2005年度分がかかる6～12月までで分解してみた。

図表6からは、2004年度分の住民税は対前年で減少している反面、2005年度分の住民税は増加していることが分かる。このため、この世帯条件では全ての年収階層において、2005年5月までの住民税額は対前年で減少するが、6月以降では逆に増加することになる。

なお2004年度分の住民税が減少しているのは、総報酬制の導入により2003年の社会保険料が2002年より増加したことにより、社会保険料控除額が増加したためである<sup>6</sup>。一方、2005年度分の住民税の増加は、先に述べた配偶者特別控除の廃止による影響と、社会保険料控除の減少による税額の増加が寄与している。この両者の効果が合計された結果、2005暦年の住民税額は、およそ年収1231万円を境に増減が分かれしうことになる<sup>7</sup>。

平均的な年収といえる年収700万円の専業主婦世帯では、2005暦年の税・社会保障を合計した負担増加額は、対前年で約3.3万円増加することになる。篠原（2004b）のように住民税額を2005年度分として捉えた場合と比較すると、約1.6万円負担増が少なくなる結果となる。

---

<sup>6</sup> 2002年から2003年にかけての社会保険料は、総報酬制の導入もあり、暦年ベースでは対前年で大きく増加したが、逆に2003年から2004年にかけては減少した。これによる税額への影響は篠原（2004a）で検証している。

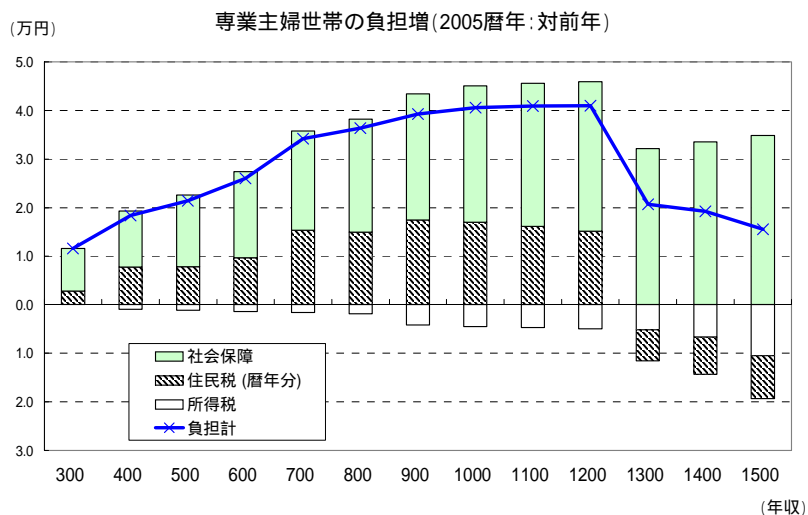
<sup>7</sup> ただし、このような結果が出るのは、試算の対象とした世帯が、配偶者特別控除が適用される専業主婦世帯であるからであり、同控除が適用されない単身世帯では2005年は全ての階層で住民税は減少することになる。単身世帯を対象とした試算結果については、本稿の最後にある参考試算を参照のこと。



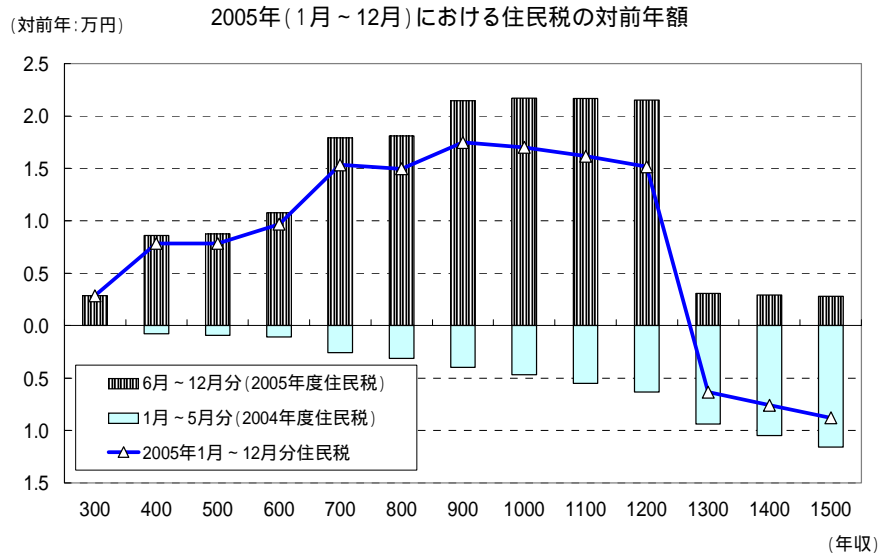
図表5 専業主婦世帯における2005年の負担増加額(対前年:暦年ベース)

2005年の負担増加額(対前年)					(万円)
年収	所得税	住民税 (暦年分)	社会保障	負担計	参考
					住民税 (2005年度分)
300	0.0	0.3	0.8	1.1	0.5
400	0.1	0.8	1.1	1.8	1.5
500	0.1	0.8	1.4	2.1	1.5
600	0.1	1.0	1.7	2.5	1.8
700	0.2	1.5	2.0	3.3	3.1
800	0.2	1.5	2.2	3.5	3.1
900	0.4	1.7	2.5	3.8	3.7
1000	0.4	1.7	2.7	4.0	3.7
1100	0.5	1.6	2.8	4.0	3.7
1200	0.5	1.5	3.0	4.0	3.7
1300	0.5	0.6	3.1	2.0	0.5
1400	0.6	0.8	3.2	1.8	0.5
1500	1.0	0.9	3.4	1.5	0.5

所得税と社会保障負担は1月～12月分  
 住民税は2004年度分の5カ月分と、2005年度分の7カ月分の合計額



図表6 専業主婦世帯における2005年の住民税増加額(対前年:暦年ベース)



(4) 2005~2006年にかけての負担増

図表7では、2006年における負担の対前年増加額を示している。これから2005年から2006年にかけては、対象とする専業主婦世帯では、全ての所得階層において税・社会保障を総合した負担が増加することが分かる。2006年は9月以降の厚生年金保険料の引上げにより社会保険料が増加するうえに、定率減税が半減されることで所得税・住民税でも税負担額が増加するためである。

定率減税の半減による影響は、所得税では2006年1月からであり、年間の増税額は年収に比例して増加することになる。一方、住民税では2006年6月(2006年度分)から定率減税の半減による影響が生じることになるが、5月までは2005年度分の住民税額が徴収されることになるため、この世帯条件では、先に述べた配偶者特別控除の廃止の影響も生じる。このため、およそ年収1231万円以下の世帯では、年収がそれを超える世帯に比べて、住民税の増加額は大きくなること分かる(図表8参照)<sup>8</sup>。一般的な年収700万円の専業主婦世帯で見ると、2006暦年の税・社会保障を合計した負担増加額は、対前年で約2.0万円増加する。なお、篠原(2004b)のように住民税額を2006年度分として捉えた場合と比較すると、2005暦年とは逆に、約0.8万円負担増が多くなる結果となる<sup>9</sup>。

<sup>8</sup> 定率減税の縮小の影響については、篠原(2004b)を参照のこと。

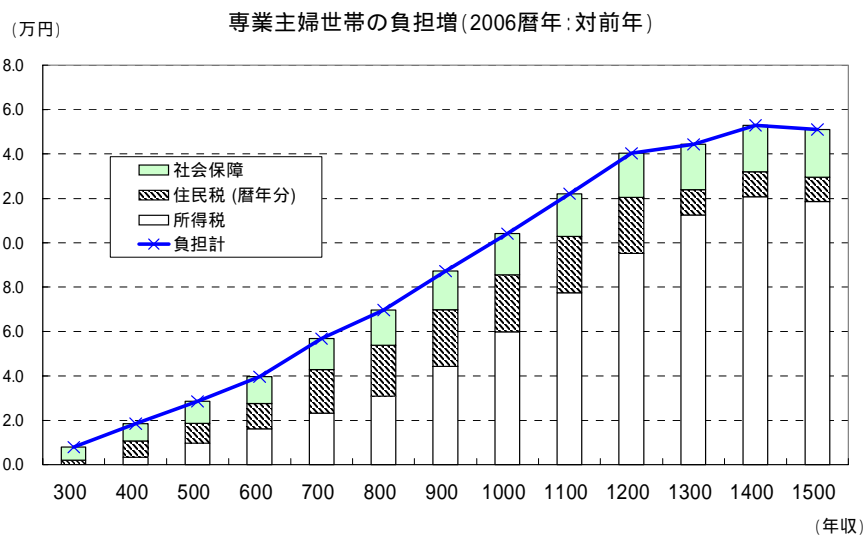
<sup>9</sup> 住民税においては、この年収階層では定率減税の半減より、配偶者特別控除の上乗せ部分の廃止による負担増加額の方が大きい。1月~5月までは2005年度分の住民税には、配偶者特別控除の廃止の影響が生じるため、結果として2006暦年の住民税額は、2006年度分の税額よりも大きくなるのである。

図表7 専業主婦世帯における2006年の負担増加額(対前年:暦年ベース)

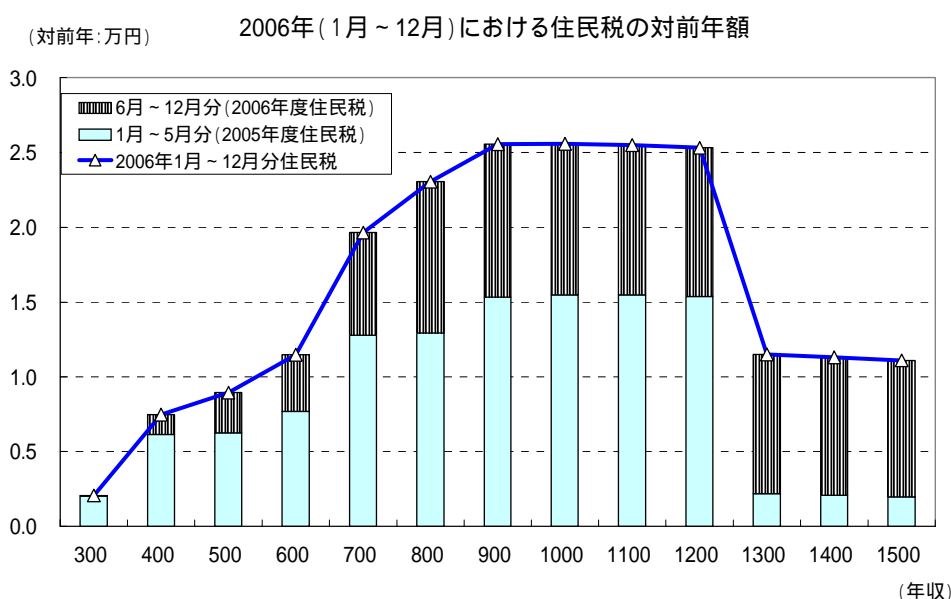
2006年の負担増加額(対前年)

年収	2006年の負担増加額(対前年)			負担計	参考	
	所得税	住民税 (暦年分)	社会保障		住民税 (2006年度分)	(2006年度分)
300	0.0	0.2	0.6	0.8	0.0	0.2
400	0.3	0.7	0.8	1.9	0.2	0.5
500	1.0	0.9	1.0	2.9	0.7	1.2
600	1.6	1.1	1.2	4.0	1.7	1.8
700	2.3	2.0	1.4	5.7	1.7	1.7
800	3.1	2.3	1.6	7.0	1.7	1.6
900	4.4	2.6	1.8	8.7	1.6	1.6
1000	6.0	2.6	1.9	10.4	1.6	1.6
1100	7.7	2.5	1.9	12.2	1.6	1.6
1200	9.5	2.5	2.0	14.0	1.6	1.6
1300	11.3	1.1	2.0	14.4	1.6	1.6
1400	12.1	1.1	2.1	15.3	1.6	1.6
1500	11.9	1.1	2.1	15.1	1.6	1.6

所得税と社会保障負担は1月～12月分  
 住民税は2005年度分の5カ月分と、2006年度分の7カ月分の合計額



図表8 専業主婦世帯における2006年の住民税増加額(対前年:暦年ベース)



## おわりに

本稿では、前回のレポートをさらに進め、住民税における暦年ベースの税額を把握することで、2005、06 暦年における税・社会保障負担の増減額を試算した。今後も増税・社会保険料引上げの傾向が続く。社会保険料では、厚生年金保険料の引上げが2017年まで続き、医療や介護保険についても今後は保険料率が引上げられる可能性が高い<sup>10</sup>。税についても、年末にかけて2007年で定率減税の残りを廃止するか否かが検討されることに加えて、消費税率の引上げも視野に入ってきた。

財政赤字が拡大し、少子高齢化が進む中では、行く行くは増税や社会保険料の引上げは避けられない。しかし、言うまでもなく、このような負担増は景気やデフレを悪化させることになる。このため、制度改革の実施には、景気や消費動向への配慮が必要となる。過去においても、1997年度には消費税率引き上げ前の駆け込み需要の反動も加わって、民間最終消費支出が実質で1.0%の減少となり、実質経済成長率は前年の3.6%から0.5%へと大きく減速した。このときは、消費税の引上げのみならず、厚生年金保険料引上げなどの社会保障制度の負担増が重なったことが、消費の落ち込みを予想以上に大きくさせた原因であったと考えられる。

景気や消費への配慮という観点からは、今後の制度改革の検討に際しては、事前に税や社会保障制度改革による影響額を総合的に把握するとともに、それぞれの改正による影響が表面化するタイミングについて考慮することも重要になってくると言える。

(参考文献)

篠原哲(2004 a)「制度改正による勤労者世帯の税・社会保障負担の動向」  
ニッセイ基礎研究所 経済調査レポート 2004-1

篠原哲(2004 b)「2005・06年の税・社会保障負担の動向( )」  
ニッセイ基礎研究所 経済調査レポート 2004-5

樫浩一・篠原哲(2004)「求められる税と社会保障制度の一体的な改革」  
ニッセイ基礎研究所 経済調査レポート 2004-3

---

<sup>10</sup> 介護保険の制度対象者を20歳まで拡大する対象者拡大については、2009年度に先送りされる公算である。

## (参考試算) 単身世帯への影響

以下では、単身世帯における2005年、2006年の負担増の推移を確認してみる。前提条件については、基本的に本稿の図表2、3と同様であるが、世帯構成については本人のみの単身世帯となっている。

### 2004年の負担額

年収	2004年の負担額				(万円)	
	所得税額	住民税 (暦年分)	社会保障	負担額	参考 住民税 (2004年度分)	
300	9.4	5.6	36.5	51.5	5.6	
400	14.4	8.3	47.8	70.5	8.2	
500	19.7	13.2	61.8	94.7	13.1	
600	25.1	19.0	74.4	118.4	18.7	
700	35.5	25.6	85.6	146.7	25.3	
800	47.9	33.4	97.3	178.7	33.0	
900	60.6	41.3	108.1	210.0	40.9	
1000	73.3	49.3	118.7	241.3	48.8	
1100	87.4	58.7	125.5	271.7	58.0	
1200	102.3	70.5	130.7	303.5	69.7	
1300	119.6	81.9	138.8	340.4	81.0	
1400	145.2	93.7	144.5	383.4	92.6	
1500	172.0	105.4	150.3	427.7	104.3	

所得税と社会保障負担は1月～12月分  
住民税は2003年度分の5カ月分と、2004年度分の7カ月分の合計額

### 2005年の負担額

年収	2005年の負担額				(万円)	
	所得税額	住民税 (暦年分)	社会保障	負担額	参考 住民税 (2005年度分)	
300	9.3	5.6	37.3	52.2	5.6	
400	14.3	8.2	48.9	71.5	8.3	
500	19.6	13.2	63.2	96.0	13.3	
600	25.0	18.9	76.1	119.9	19.0	
700	35.2	25.4	87.6	148.2	25.6	
800	47.6	33.2	99.5	180.4	33.4	
900	60.2	41.1	110.6	211.9	41.3	
1000	72.9	49.1	121.4	243.3	49.2	
1100	87.0	58.3	128.3	273.6	58.5	
1200	101.7	70.0	133.6	305.3	70.2	
1300	119.0	81.3	141.9	342.2	81.5	
1400	144.3	92.9	147.8	384.9	93.1	
1500	171.0	104.5	153.6	429.2	104.7	

所得税と社会保障負担は1月～12月分  
住民税は2004年度分の5カ月分と、2005年度分の7カ月分の合計額

### 2006年の負担額

年収	2006年の負担額				(万円)	
	所得税額	住民税 (暦年分)	社会保障	負担額	参考 住民税 (2006年度分)	
300	10.4	5.9	37.9	54.2	6.0	
400	16.0	8.6	49.7	74.4	8.9	
500	21.9	13.8	64.2	100.0	14.3	
600	28.0	19.8	77.3	125.1	20.5	
700	39.3	26.6	89.0	154.9	27.4	
800	53.3	34.4	101.1	188.8	35.1	
900	67.4	42.3	112.3	222.1	43.0	
1000	81.7	50.2	123.2	255.1	51.0	
1100	97.5	59.5	130.3	287.3	60.2	
1200	113.8	71.2	135.6	320.6	71.8	
1300	131.1	82.4	143.9	357.5	83.1	
1400	156.1	94.0	149.9	400.0	94.7	
1500	182.9	105.6	155.8	444.3	106.3	

所得税と社会保障負担は1月～12月分  
住民税は2005年度分の5カ月分と、2006年度分の7カ月分の合計額

2005年の負担増加額(対前年)

(万円)

年収	2005年の負担増加額(対前年)			負担額	参考
	所得税額	住民税 (暦年分)	社会保障		住民税 (2005年度分)
300	0.1	0.0	0.8	0.7	0.1
400	0.1	0.0	1.1	1.0	0.1
500	0.1	0.1	1.4	1.2	0.2
600	0.1	0.1	1.7	1.5	0.2
700	0.3	0.1	2.0	1.5	0.3
800	0.4	0.2	2.2	1.7	0.3
900	0.4	0.2	2.5	1.9	0.4
1000	0.4	0.2	2.7	2.0	0.4
1100	0.5	0.4	2.8	2.0	0.5
1200	0.6	0.5	3.0	1.8	0.5
1300	0.6	0.6	3.1	1.9	0.5
1400	1.0	0.8	3.2	1.5	0.5
1500	1.0	0.9	3.4	1.5	0.5

所得税と社会保障負担は1月～12月分  
住民税は2004年度分の5カ月分と、2005年度分の7カ月分の合計額

2006年の負担増加額(対前年)

(万円)

年収	2006年の負担増加額(対前年)			負担額	参考
	所得税額	住民税 (暦年分)	社会保障負担		住民税 (2006年度分)
300	1.1	0.3	0.6	2.0	0.4
400	1.7	0.4	0.8	2.9	0.6
500	2.4	0.7	1.0	4.0	1.0
600	3.0	1.0	1.2	5.2	1.5
700	4.1	1.2	1.4	6.7	1.8
800	5.7	1.2	1.6	8.4	1.8
900	7.2	1.2	1.8	10.1	1.8
1000	8.8	1.2	1.9	11.8	1.7
1100	10.5	1.2	1.9	13.6	1.6
1200	12.1	1.2	2.0	15.2	1.6
1300	12.1	1.1	2.0	15.3	1.6
1400	11.9	1.1	2.1	15.1	1.6
1500	11.9	1.1	2.1	15.1	1.6

所得税と社会保障負担は1月～12月分  
住民税は2005年度分の5カ月分と、2006年度分の7カ月分の合計額